

○ 総務省令第
経済産業省令第
号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和年月日

總務大臣 武田 良太

経済産業大臣 梶山 弘志

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(調査の対象)

第五条 経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（調査困難地域内にあるものを除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

〔一～四 略〕

2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域を行う。

(調査の種類)

第五条の二 経済センサス活動調査は、甲調査及び乙調査とする。

2 甲調査は、調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

3 乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所について行う。

(調査事項等)

第六条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて、乙調査の場合には第二号に掲げる事項についてそれぞれ行う。

〔一 甲調査に関する事項〕

名称及び電話番号

所在地

開設時期

経営組織

政治団体及び宗教の種類

単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地

本所か否か

支所の数

事業の内容

従業者数

設備投資の有無及び取得額

自家用自動車の保有台数

土地及び建物の所有の有無

(調査の対象)

第五条 経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で調査困難地域内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。）のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所（以下「調査事業所」という。）について行う。

〔一～四 同上〕

2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

〔新設〕

(調査事項等)

第六条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。

〔一 名称及び電話番号〕

所在地

事業所の移転及び名称変更の有無

〔二 開設時期〕

〔三 経営組織〕

協同組合の種類

〔四 政治・経済・文化団体及び宗教団体の団体種類〕

学校及び学校教育支援機関の種類

〔五 単独事業所・本所・支所の別並びに本所の名称及び所在地〕

本所か否か

支所の数

事業の内容

〔六 従業者数〕

〔七 設備投資の有無及び取得額〕

〔八 自家用自動車の保有台数〕

〔九 土地及び建物の所有の有無〕

〔十 事業所の形態〕

〔十一 管理・補助的業務の種類〕

〔十二 事業所の内容〕

〔十三 事業所の形態〕

〔十四 管理・補助的業務の種類〕

カヨミタレリナネ	資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
決算月	十五 従業者数
売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合	十六 電子商取引の有無及び割合
商品名、仲立手数料及び修理料収入の有無並びに国外販売の割合	十七 設備投資の有無及び取得額
本支店間移動の割合	十八 自家用自動車の保有台数
物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合	十九 土地及び建物の所有の有無
相手先別収入割合	二十 資本金又は出資金、基金の額及び外国資本比率
費用	二十一 決算月
有形固定資産	二十二 売上（収入）金額若しくは経常収益又はその割合
生産数量及び生産金額	二十三 販売額が多い部門、商品名及び仲立手数料又は修理料収入の有無
製造品在庫額	二十四 本支店間移動の割合
半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額	二十五 物品賃貸業のレンタル年間売上高、リース年間契約高及び物件別割合
製造品出荷数 製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数	二十六 相手先別収入割合
加工費収入額、貨加工品名及び製造業以外の収入額	二十七 費用
直接輸出額の割合	二十八 リース契約による契約額及び支払額
主要原材料名	二十九 有形固定資産
工業用地及び工業用水	三十 生産数量及び生産金額
作業工程	三十一 製造品在庫額
商品手持額	三十二 半製品及び仕掛品の価額並びに原材料及び燃料の在庫額
小売販売額の商品販売形態別割合	三十三 製造品出荷数、製造品出荷額、製造品名及び製造品在庫数
セルフサービス方式の採用	三十四 加工費収入額、貨加工品名及び製造業以外の収入額
売場面積	三十五 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額
営業時間	三十六 直接輸出額の割合
店舗の形態	三十七 主要原材料名
業態別工事種類	三十八 工業用地及び工業用水
取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数	三十九 作業工程
消費税の税込記入・税抜記入の別	四十 商品手持額
法人番号	四十一 小売販売額の商品群別割合
商品完上原価	四十二 小売販売額の商品販売形態別割合
その他事業の収入額	四十三 セルフサービス方式の採用
二乙調査に関する事項	四十四 売場面積
所在地	四十五 営業時間
名称及び電話番号	四十六 施設又は店舗の形態
事業の内容	四十七 チェーン組織への加盟
職員数	四十八 業態別工事種類
五十九 宿泊業の収容人数及び客室数	五十 取扱件数、公開本数、入場者数、利用者数及び受講生数
五十一 同業者との契約割合	五十二 信用事業又は共済事業の実施の有無

五十三 消費税の税込記入・税抜記入の別

〔2 略〕

(統計調査員)

第七条 「略」

2 統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第九条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

〔3 略〕

4 特別の事情により、調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行ふものとする。

〔5 略〕

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

〔2 同上〕

(統計調査員)

第七条 「同上」

2 統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、担当調査区（経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第九条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。

〔3 同上〕

4 前二項の規定にかかわらず、特別の事情により、調査員が第二項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行ふものとする。

〔5 同上〕

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を取集し又は回収することにより行う。

〔2 略〕

(統計調査員)

第七条 「略」

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一 企業の調査事業所のうち次に掲げるものの、外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されていらないものに限る。）及び法人以外の団体の調査事業所	「略」	「略」	「略」	「略」

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
一 企業の調査事業所のうち次に掲げるものの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（いざれも指定地域（東日本大震災の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じてゐる地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）内にあるものを除く。）	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

者数が三百人未満である調査事業所として事前名簿に記載されていること。

〔略〕

ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(2) 個人の経営に係る調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(3) 指定企業の調査事業所でないこと。
〔略〕

〔新設〕

〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔新設〕

〔同上〕

ハ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

二 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの

イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

ロ 指定企業の調査事業所でないこと。

ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

ニ 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものと有する企業の調査事業所であること。

ホ 同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものと有する企業の調査事業所であること。

大臣 総務大臣及び経済産業大臣

二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査事業所に記載されている調査票を送付すること。

市長（特別区の長を含む。以下同じ。）

二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。

市長（特別区の長を含む。以下同じ。）

二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。

二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。

市長（特別区の長を含む。以下同じ。）

一 前項第一欄ハに掲げる調査事業所でないこと。	二 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているもの	三 企業の調査事業所として事前名簿に記載しているものを有する企業の調査事業所であること。	調査事業所として事前名簿に記載しているものを有する企業の調査事業所であること。
ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	二 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているもの	三 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもイ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	三の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。
ロ 指定企業の調査事業所でないこと。	ハ 従業者数が三百人以上である調査事業所として事前名簿に記載されていること。	四 の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。	四の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。
二 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているもの			

〔1〕～〔4〕 略	〔6〕 〔1〕～〔5〕 略	六 〔略〕	五 企業の調査事業所のうち次に 掲げる全ての要件に該当するも の イ 本所となる調査事業所のみ を有する企業の調査事業所と して調査用名簿に記載されて いること。 ロ 指定企業の調査事業所でな いこと。 ハ 従業者数が三百人以上であ る調査事業所として事前名簿 に記載されていること。 ニ 所在地が町村の区域に属す ること。
口 次に掲げる全ての要件に該 当するもの	〔1〕～〔4〕 略	六 〔略〕	大臣 び経済産業 省
調査事業所でないこと。 〔1〕～〔4〕 略	〔6〕 〔1〕～〔5〕 略	六 〔略〕	五の項第一欄 に掲げる調査 事業所に調査 票を送付する こと。
調査票を送付 している	〔1〕～〔4〕 略	六 〔略〕	都道府県知 事
調査事業所でないこと。 〔1〕～〔4〕 略	〔6〕 〔1〕～〔5〕 略	六 〔略〕	五の項第一欄 に掲げる調査 事業所から調 査票を回収す ること。
〔1〕～〔4〕 同上	〔1〕～〔5〕 新設	四 〔同上〕	〔同上〕
調査票を送付 している	〔1〕～〔4〕 略	四 〔同上〕	四の項第一欄 に掲げる調査 事業所を有す る企業の本所 となる調査事 業所として調 査用名簿に記 載されている こと。
調査事業所でない 〔1〕～〔4〕 略	〔6〕 〔1〕～〔5〕 略	四 〔同上〕	四の項第一欄 に掲げる調査 事業所を有す る企業の本所 となる調査事 業所から調 査票を回収す ること。

(5) 一の項第一欄ハに掲げる
調査事業所でない」と。

〔ハ 略〕

七 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの及び外国の法人の調査事業所（調査用名簿に記載されているものに限る。）

〔略〕

七の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。

大臣
総務大臣及び経済産業省

七の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。

大臣
総務大臣及び経済産業省

すること。

〔ハ 同上〕

〔新設〕

五 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（企業の調査事業所のうちイからハまでに掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所にあつては指定地域内にあるものに限る。）

イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

(2) 指定企業の調査事業所でハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。

(2) 指定企業の調査事業所でハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの

(1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業

〔削る〕

〔削る〕

イ 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。

ロ 指定企業の調査事業所であ

すること。

五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。

市町村長
大臣（ただし、指定地）

五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。

市町村長
大臣（ただし、指定地）

五の項第一欄

			2	乙調査は、国の調査事業所にあつては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の調査事業所にあつては市町村長が、特別地方公共団体（特別区を除く。以下同じ。）の調査事業所にあつては都道府県、知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。		備考 「略」
			3	第一項の規定により行う甲調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項の規定により行う乙調査は、実施年の五月一日から九月三十日までの間においてそれぞれ行う。		
			4	〔略〕		
			5	第一項の表一の項から七の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかつたときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならぬ。		
			6	国及び地方公共団体の調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかつたときは、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者にその旨を申し出て送付を受けなければならない。		
		一 国の調査事業所 総務大臣及び経済産業大臣				
		二 都道府県の調査事業所 都道府県知事				
		三 市町村の調査事業所 市町村長				
		四 特別地方公共団体の調査事業所 都道府県知事又は市町村長 （事務の委託）				
		第十条の二 〔略〕				
	2	前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				
第七条第二項	統計調査員は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の調査実施上の指導を受けて、	〔略〕				

			2	前項の規定により行う経済センサス活動調査は、実施年の五月二十日から七月三十一日までの間において行う。	〔新設〕	備考 「同上」
			4	第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかつたときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならぬ。	〔新設〕	
			3	〔同上〕		
			4	第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の送付を受けなかつたときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て送付を受けなければならぬ。	〔新設〕	
			2	〔同上〕		
			〔事務の委託〕			
		第十条の二 〔同上〕				
第七条第二項	統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、	〔同上〕				
		〔同上〕				

第一欄 〔一 略〕	第二欄 〔略〕	第三欄 〔略〕	第四欄 〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(期間の変更)

第十一条 市町村長は、第十条第一項（同項の表一の項から三の項までに係る部分に限る。）の規定により行う甲調査又は同条第二項の規定により行う乙調査（市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたとき又は第十条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（都道府県知事が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

3 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は第十条第一項（同項の表六の項及び七の項に係る部分に限る。）の規定により行う甲調査若しくは同条第二項の規定により行う乙調査（総務大臣及び経済産業大臣が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

〔立入検査等〕

第十二条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査に当たつては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により立入検査又は質問を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付する。

(報告の義務及び方法)

第一欄 〔一 同上〕	第二欄 〔同上〕	第三欄 〔同上〕	第四欄 〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(期間の変更)

第十二条 市町村長は、第十条第一項（同項の表一の項及び二の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査（同項の表三の項に係る部分に限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたとき又は第十条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は第十条第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）に関し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

〔4 同上〕

〔新設〕

(報告の義務及び方法)

第十二条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査に当たつては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

二 第十条第一項の表二の項 第一欄に掲げる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所 に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所に記入し、市長に提出すること。	二の項第一欄に掲げる調査事業所に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。	二の項第一欄に掲げる調査事業所に記入し、市長に提出すること。
五 第十条第一項の表五の項 第一欄に掲げる調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所 を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣(ただし、指定地域においては市町村長)に当該調査票を提出すること。	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。	調査票に記入し、市長に提出すること。
四 第十条第一項の表四の項 第一欄に掲げる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	「同上」		
五 第十条第一項の表五の項 第一欄に掲げる調査事業所	五の項第一欄に掲げる調査事業所 を有する企業の本所となる調査事業所の事業主			

2	乙調査に当たつては、調査事業所の事業主が、第六条第一項第二号に掲げる事項について、調査票に記入し、次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該各号に定める者に当該調査票を提出することにより、報告しなければならない。	
一	国調査事業所	総務大臣及び経済産業大臣
二	都道府県の調査事業所	都道府県知事
三	市町村の調査事業所	市町村長
四	特別地方公共団体の調査事業所	都道府県知事又は市町村長
3	(調査票等の提出等)	
	〔略〕	
第十三条	〔略〕	
2	市町村長は、前項の規定により統計調査員から市町村長に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十条第一項及び第二項の規定により市町村長が調査事業所から回収した調査票を審査し、都道府県知事に對しその定める期限までに提出しなければならない。	
3	都道府県知事は、前項の規定により市町村長から都道府県知事に提出された調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十条第一項の規定により市町村長が調査事業所から回収した調査票を審査し、都道府県知事に對しその定める期限までに提出しなければならない。	
	(電磁的記録媒体による調査票の送付、回収又は提出の手続等)	
第十四条	次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、調査票に代えて電磁的記録媒体（	
	電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）を使用して行い、又は行わせることができる。	
一	第十条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続	
〔二 略〕		
三	前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び四の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続	
〔二 同上〕		
一	第十条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続	
〔二 同上〕		
三	前条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手続を行うものに限る。）の提出の手続	
2	前項の規定により電磁的記録媒体を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該電磁的記録媒体に、第十二条第一項（同項の表二の項、四の項及び六の項に係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を記録して、当該手続を行わなければならない。	
〔3 略〕		
	(電子情報処理組織による調査票の送付、回収又は提出の手続等)	
		〔新設〕
		事項

第十五条 次に掲げる調査票の送付、回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。

一 第十条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

二 第十条第二項及び第十二条第一項の規定による調査票の送付、回収又は提出の手続

三 「略」

四 「略」

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項及び第二項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十五条 次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行い、又は行わせることができる。

一 第十条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の回収又は提出の手続
〔新設〕

二 「同上」

三 「同上」

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手続を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項の規定により報告すべき事項を当該手続をする者の使用者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手続を行わなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。